

災害危険区域制度の活用を促すため、災害危険区域の活用事例や支援策等について地方公共団体に周知する。

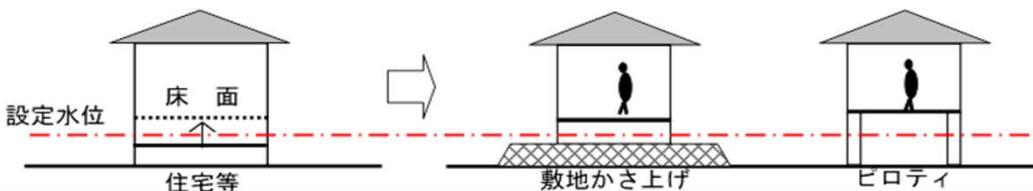
※災害危険区域制度

地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、居住の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。

災害危険区域の事例集

- ① 多人数を収容する公共建築物について、特別の制限を定めた例
- ② 住居の用に供する建築物について、特別の制限を定めた例
- ③ 避難施設があるもの、避難上支障のないものについて、制限を緩和した例
- ④ 段階的な規制・誘導を行っている事例 等

区域内における制限のイメージ

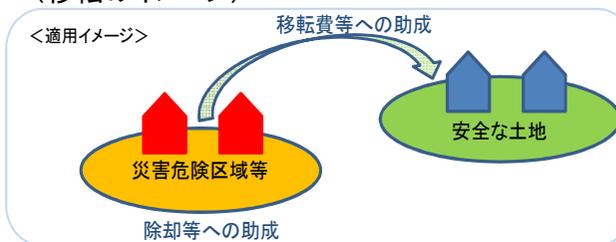


災害危険区域で活用が想定される支援制度

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係) 等

(移転のイメージ)

<適用イメージ>



(改修事例)



災害危険区域の指定を円滑に推進するための取組事例

- ・円滑な指定に向けた具体的な段取り 等